

仕 様 書

1 件 名 事業系ごみリーフレット製作等委託

2 委託概要

事業系一般廃棄物の適正排出に関するリーフレット（以下「事業系ごみリーフレット」という）を、製作・編集・印刷して市の指定する場所に納品すること及び作成したデータ（WEB用の低解像度のPDF・印刷用の高解像度のPDF・イラストレータ）をCD-ROMにて市の指定する場所に納品すること。

3 作成数量

事業系ごみリーフレット作成	10,000枚
印刷物の完成原稿のデータCD-ROM（WEB用の低解像度のPDF・印刷用の高解像度のPDF・イラストレータ）	一式

4 納入期限

令和7年3月31日（月）までに納品することとし、納品日時については必ず担当者へ事前に連絡し、調整すること。

5 納入場所

岡山市役所分庁舎6階 環境事業課（岡山市北区大供一丁目2番3号）

6 仕 様

（1）作業詳細

環境事業課職員と打合せのうえ、「事業系ごみリーフレット」の製作及び編集を行い、編集に伴うレイアウト調整を行うこと。全体が統一された色、デザイン等（イラスト、レイアウト、文字等も含む）の構成・印刷をすること。

「事業系ごみリーフレット」の印刷形状は、A3二つ折り両面フルカラー印刷となり、各ページ構成については「別紙 印刷構成」を参照すること。

環境事業課から提供可能なデータは「別紙 印刷構成」の2～3ページにあたるエクセルデータのみであり、パンフレットとして製作するにあたり読みやすいページ構成となるよう、当該提供エクセルデータをもとにレイアウト変更を行うこと。なお、「別紙 印刷構成」の2～3ページにはQRコードを印刷する箇所がある。

1ページ及び4ページについては「別紙 印刷構成」にて作成イメージを示しており、イラストを差し込むように指示している箇所が約10か所ある。

なお、環境事業課職員との打ち合わせの中で各種イラストの作成を必要とすると環境事業課が判断した場合は、著作権に抵触しないように対応するイラストの編集・作成をすること。た

だし、環境事業課からそのために必要なイラスト素材等の提供は行わない。

(2) 印刷形状

- ① サイズ A3 両面フルカラー印刷、二つ折り、表紙・裏表紙含めて4ページ
- ② 用紙 135kg マット紙（再生マット紙でも可）
- ③ 校正 3回以内（簡易色校正を含む）
- ④ 納品 250枚を1束で納品すること

印刷物の完成原稿データ（WEB用の低解像度のPDF・印刷用の高解像度のPDF・イラストレータ）をCD-ROMで納品すること
仕様書に定めのない事項については担当者と協議すること。

7 その他

- (1) 環境事業課職員と打ち合わせのうえ、作業スケジュールを決めること
- (2) 仕様書及び契約書に定めのない事項については、市と協議して定めること。
- (3) 本契約に基づいて作成された印刷物の改作利用権・二次的著作物利用権を含むすべての著作権（第三者が作成した著作物の著作権は除く）は岡山市に帰属する。人格権を行使しない。
- (4) 仕様書及び契約書に定めのない事項については市と協議して決めること。

8 担 当 環境局環境部環境事業課資源循環推進室 電話803-1321

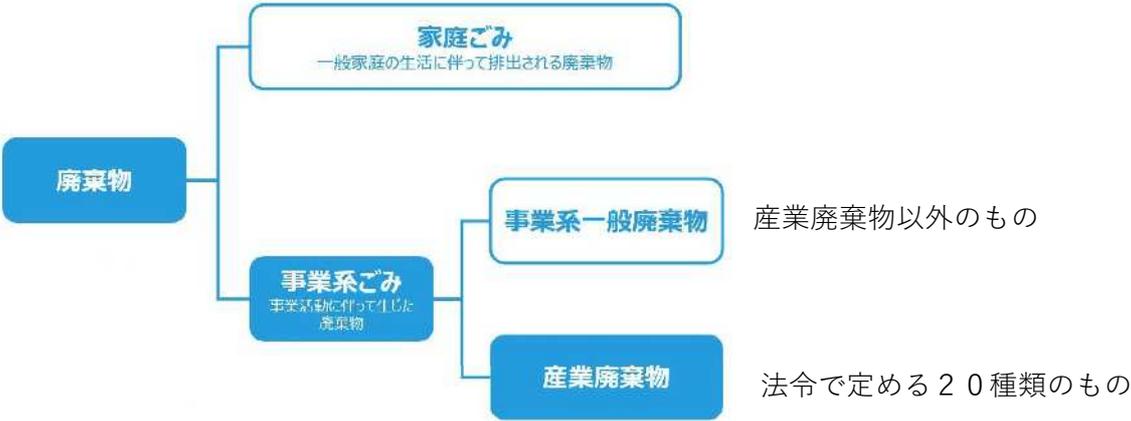
事業系ごみの分け方・出し方

～家庭と事業所では、ごみの分別ルールが異なります～

～事業者には、ごみを適正に処理する義務があります～

事業系ごみとは？

店舗・会社・工場・事務所・学校・官公庁など、事業活動に伴って出るごみはすべて事業系ごみです。



ポイント 1 個人営業や農業などの小規模事業者のごみも、事業系ごみです。

ポイント 2

ごみステーションに、事業系ごみは出せません！

事業系ごみは、排出事業者が処理施設へ自己搬入するか収集運搬許可業者に収集を依頼して処理してください。

事業系ごみをステーションに出す行為は量の多少に関係なく、「事業者のごみを適正に排出する責務に違反する不法投棄」とみなされます。

※廃棄物処理法に違反する行為であり、悪質な場合は処罰されます。

※事業所から出る資源化物も資源化物ステーションや市の拠点回収所へ持ち込むことはできません。

「ポイント 2」に即したイラストの作成要

ポイント 3 分別ができていないと、市の処理施設への受け入れ（自己搬入、収集運搬許可業者による搬入）はできません。

「ポイント 3」に即したイラストの作成要

「ポイント 3」に即したイラストの作成要

「ポイント 3」に即したイラストの作成要

不法投棄や不法焼却には罰則があります。絶対に行わないでください。

ステーションに不法投棄しているイラストの作成要	私有地・公共用地に不法投棄しているイラストの作成要	不法に焼却しているイラストの作成要
-------------------------	---------------------------	-------------------

罰則：5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はこの併科（法人に対しては3億円以下の罰金）

住居と店舗が同じ建物の場合でも、家庭系ごみと事業系ごみをわけて排出してください。事業系ごみはステーションに排出できません。

	事業系ごみと家庭系ごみをわけるイメージのイラストの作成要
--	------------------------------

排出事業者自身が直接市の施設へ搬入する場合の問い合わせ先

可燃ごみ	東部クリーンセンター	東区西大寺新地453番地5	TEL086-944-7071
	当新田環境センター	南区当新田486番地1	TEL086-246-5145
粗大ごみ	東部リサイクルプラザ	東区西大寺新地453番地5	TEL086-944-7122
	西部リサイクルプラザ	北区野殿西町428番地2	TEL086-214-2650



問い合わせ先



事業系一般廃棄物の出し方、分別に関する事 一般廃棄物処理業許可業者に関する事	環境事業課	TEL086-803-1298
産業廃棄物処理業の許可に関する事 産業廃棄物排出者への指導に関する事	産業廃棄物対策課	TEL086-803-1303
市の処理施設への持ち込みに関する事	環境施設課	TEL086-803-1311